

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第卷八十五第

哀辭 故八木教授遺影署名及原稿

戰時國債の性格と之に適應したる
國債の形態
…………… 神戸正雄

日清戰爭後の外資輸入
…………… 堀江保藏

ヒックスの利子理論
…………… 青山秀夫

國策コンツェルの形成と構造
…………… 靜田均

國民所得と戰爭經濟力
…………… 岩根達雄

八木教授逝く

故八木教授年譜及著書論文目錄

彙報

本誌第五十八卷總目錄

行發月六年九十和昭

經濟論叢

第五十八卷 第六號 (通卷第百四拾八號)

昭和十九年六月發行

戰時國債の性格と之に適應したる國債の形態

神戸 正雄

(此篇は學研課題、研究中の一副産物である)

緒言

租税にありては、普通にいはるるやうに、其の本質的特徴が單なる強制的な課徴物といふことにあるのみでなく、國民(又は廣くいへば統治團體)としては其義務の自覺に於て給付すべきものといふ道義的性格をも兼ね備ふること、むしろ其處に租税の理想の姿を認めしめるものとすること、そして又、其が特に日本の租税としては、恰かも大君の爲めには凡べてを獻げ盡して悔なしといふ日本國民精神にも適合することは、私が餘程以前から長い間説き來つた所であり、私の教科書の中にも夙に記して置いたのだが、しかし實は未だ國債の道義的特質について深く考ふるには至らなかつた。此をばたゞ普通に見らるるやうに、經濟的打算に基く法律上の契約合意に依るものとのみ見て來た(唯だ愛國公債、愛地方公債についてのみ其道義性を認めたに止まる)。そして其道義性につき多くの解説を爲すことがなかつた次第であり、そして又、堅實にして健全なる財政としては、むしろ公債を成るべく

用ひないことが選まるべく、公債によるのはただ權道であり、例外的なものだと見て來たのである。處が茲に大東亞戰爭といふ我國振古未曾有の大國難事態に直面して、其戰費が洵に彪大なる額に上ほり、且つ之を長期に互り引續いて支出することを豫想すべきことになり、隨ふては此戰時國債をば從前のやうに單なる應急臨時的處置の爲めのものとはかり見てはならず、むしろ此をば繼續的にして莫大、國家の歳入中に第一位の重きものとする外なき、動かすべからざる實際に即して考ふるときに、在來の普通の見方に大なる反省を加ふるの必要を感じ、國債、少くとも戰時國債には經濟的・法律的・性格の外に、道義的のものをも認めしめることになり、特に日本獨特な、日本的なものの存することを認めしめるやうになり、且つ之につき廣く一般國民をして其道義的意義につき深い理解を有たしめ、更に之をば日本的の型に入れるやう工夫するの必要をも感ぜしめるに至つたのである。其次第をば茲に書き現はさうと思ふ。其は斯學の先輩國たる歐米の文獻から學んだといふよりは、日本の現實に即して其から理想型を求めんとする、今現に生きて祖國に奉仕する一人の日本人の氣持から思索を練つた結果である。實に其には日本的なものもあり、そして日本的なる型も考へ得らるるのである。其につけても思ひ起すは、日本人の一人残らずの記憶に存するであらう所の本居翁の、大和心、日本人精神をば謳つた和歌、即ち之を山櫻花に比喩した彼の歌に唱和して、私が嘗て日本皇國の姿をば松の不易の色になぞらへた「とこしへにかはらぬ松の緑こそすめら御國の姿なりけれ」といふ歌である。私が今現にいたく所の租稅及國債觀にては、租稅を供出する日本國民の氣持としては必ずや此山櫻花の如くに、御國の爲めには潔よく散つて往く、清く高き犠牲心であるべく、國債を供出するときの日本國民の氣持としては、堅く松の緑の永遠性を信賴して其の供出し得る一切の財をば祖國の御用にお任せするといふのであるべく、又あり得ると信するのである。私の次の一文、其は

要約すれば其處に歸着するに止まる。

第一 戦時國債の性格

戦時國債の性格如何。先づ現實の見方から述べよう。

(一) 現實國債觀、普通人が直感的にいだく所の國債觀は何うか。固より段々と我國でも人が大東亞戦争といふ皇國の非常重大なる時局に直面して考へ直しつつありといふことはいへよう。しかしまだ、多くの人は、國債を以て單に國家への貸金だと爲し、恰かも銀行へ預貯金するのと同じであり、他人へ金貸すると同じであり、隨つて貸すも貸さぬも、國債を有つも有たぬも自分の勝手であり、出來れば其利子の高いほど良く、其條件は凡べて出來るだけ有利でありたい。他にもつと有利な投資物があるならばむしろ國債を賣り飛ばして其方に乗り換へよう。是から後の戦争の成行や、財政の具合如何によつては國債をば賣り逃げしようといふ氣持がある。即ち之をば單に經濟的の打算に基き、そして合意契約による貸借關係の、色々ある形式の中の一のものといふ位に軽く考へて居るのが普通である。しかし本來、其れで果して足るのであらうか。我等現代日本國民としてはもつと之を考へ直す必要はないであらうか。實の處、私自らも此迄深くは之につき考へなかつた。けれども茲に此大東亞戦争が益々深刻となり、將來此が長引きつつ莫大費用を要し、而も其結果の如何が國家の大きな運命にかかることを見るにつけて、少くとも此戦争に處する主財源たる國債につき、而かも特に日本國民が之に應ずるの立場からしては、もつと異つた面、そして内容を考へ得るのである。其は然らば何か。

(二) 此超非常時に於ける日本國民としての戦時國債觀から見た其性格、其理想型は何かといへば其は次のもので

あるべきである。

(A) 先づ以て、此の如き場合に、ただに日本人といはず凡べて如何なる國民とても一般に國債につき特に戰時國債につきて認めることの出来る國債觀からしての國債の性格としては次の如くである。

(イ) 法律上の見地からしては、此が合意契約に基くものなることいふまでもない。尤も公債といふ中にも、多少強制の分子の含まれることはあり得るし、強制といふほどでなくとも政府の一方的決定によるものもあることは勿論である。しかし國債の重なるものが通例、政府、國民(内債の場合として)の合意に成るのではある。

(ろ) 經濟上より見るときは、

(一) 經濟的打算に立つものなること、即ち經濟打算性、を認めしめる。戰時國債としては多分に道義性を有つことになるべきであることは後にいふ通りであるけれども、其が一の國債として、租税と對立し之との間に區別するといふ上からは、經濟打算的のものたることに本質的特徴のあることはいふまでもない。此が先きにもいふ如く普通の國債觀である。即ち債權者たるべき國民に於て(外債なれば外國人に於て)之に投資するについて此が安全確實、そして又有利なりといふこと、少くとも他の同等の投資物よりも不利ならざる條件を備ふること、其に投資することが彼にとり一の財産として保持するに足るものなることを前提とする。此條件が備はらずとすれば、國債は成立し得ない。國債の募集起債は出來得ない。随つて先づ此に於て債務者たる政府、國家が飽迄も其約束を重んじ、あくまでも之につき約束通りに償還し利拂し、之につき一部又は全部、公然又は隱然と破棄することなきこと、そして又國債記載の國債、貨幣價值の低下の防止につきて極力努力し、之を忽せにするの結果、國債の破棄と同一に陥らしめるやうの事のないことを要するのである。政府側の道義上、法律上の義務の嚴守

といふことがしつかりして居れば、經濟的打算性は、自ら國債の價值にも有利に現はれ、高度の國債起債にも相當の應募引受が得られるのである。此事が不確かであれば、國債の應募引受がむつかしく、國債の起債が行はれにくくなる。其場合にも日本銀行の引受によるものの如きであれば出來さうにも見ゆるが、此とても夫の條件の備はらぬやうになれば、日本銀行から一般銀行等々への賣出が出來難くなつて、やがて結局は日本銀行とても之を引受けることについて行詰らなくてはならぬことになる。即ち一旦、政府が約束無視約束不勵行といふ態度を示すときには、國債の經濟打算性からしては自らに國債の起債が行詰り、在來の國債も價位を落し、將來の國務遂行に、隨つて戰時國債なれば戰争遂行といふ重大事にも支障を來たすのである。即ち政府に於いて約束の如何なる意味にても之を嚴守するといふことが、國債の經濟打算性から必要となるのである。之と今一つには、其國債の條件が少くとも他の同等なる投資物よりも不利ならざる條件を有つことを要する。其でなければ之に相當なる應募者、引受者を得ることは出來ない。そして戰時國債の如く長期に亙りて繼續的に起され、額も非常に巨大に上ほるものであれば、經濟打算上からいふと、他の同等の投資物よりもむしろ幾分より良き條件でなくてはむつかしく、此がより良い條件であれば一層都合良く、其條件が並み々々であれば、相當の困難を覺悟しなければならぬ。經濟打算の上からは斯くいふことが出来る。

(2) 私益を保全する具となること、即ち此國債が上にいふ如く經濟打算性を有つのであるから、此が通例、他の同等の投資物に劣らざる有利さを有ち、其上にも普通には國家ほど確かなものはないのだから、安全でもあつて、人が之に其財産を保全するのに好箇の避難所を見出す。經濟界の情勢をも考慮し、或時は株式へ、他の時は國債へといふやうに、一の財産を兩建てとして交互に投下し廻はることさへ出来る。

(3) 國民をして國家に對し私益的經濟關心を有たしめ且つ深からしめること、即ち人が或國家に對して國債を有つときに、經濟上からは恰かも株式會社に於ける株を有つたときに準じた氣持をいだかしめ、其國の存立發展に關心を有ち、何とかして其國の伸び行くことを願はしめる。此は外國人が外債に應じたときにも齊しく現はれることだが、内國人が内債に應じたときにも、一面には矢張り之をいだしめる。内國人が、特に日本國民が日本國家をかくの如くに經濟的に見るなどとは不遜であり、不都合であるかのやうではあるが、しかし、經濟上の考察からは一應此の如き見方もが現はれるのであり、そして其結果、必ずしも公益に反するといふことはない。之によりて、其の本來、國民として、日本國民として道義上、當然にいだくべき國家の爲めに計り、國家の爲めに殉ずるの精神の上にも、經濟上の面からしても國家の興廢に一層深い關心を有ちて其隆興を祈ることは、假令、打算に基くといへ、人情の發露として恕すべく、又結果に於て公益に合致することでもある。即ち經濟的利己的なる感情から、自らに國家への道義的義務心を強化することにもなるのである。そしてかくの如く國債により人の國家への經濟的關心を有たしめ、又、前にいふやうに其私益を保全せしめるといふても、毫も爲めに公益を傷けぬといふとは次の點からも一層明かである。此戰時國債を有つ國民としては假令如何に多くの此の如き國債を有ち、如何に大な額の利子を受取つても、此戰時下、配給制度、公定價格制度、贅澤享樂制限制度の下にては、其をば自由で使用しようとしても出來ず、彼自の個人の利益享受としては大したものも得られぬのである。其は國債から得るもののみについていひ得るのでなく、他の財産から得らるるものについても同様である。勿論、他日平和が克復すれば別である。が兎も角、現在及近き將來は當分此の如きものである。しかし其にも拘らず、假令其の得たる財の使用が自由ならずとしても、尙ほ人は本能として財を有つこと、多く持つこと、其増

えることには關心を有ち、其の爲めに苦心努力し、其努力苦心其ものにも萬足を感じる。其人情はむしろ尊重すべく、之を抑制するよりは、善用し、其が公益の爲めに寄與するやうに之を導き利用すべきものとするのである。或は今の時代にも人が尙ほ財を積むことに努力するのは、今の目前の私益の爲めといふよりは、他日の爲め、平和克復したる時の爲め、更に子孫永世の後のことまでも考へて居るのだとも見られる。其までも考へて苦心努力することは其が公益に反せざる限りは、全く尊重すべきものであるとするのである。

(4) 效果的のものたること、即ち公私益を通じて考へて、人が國債に投資したるときに、他の投資を選みたるときよりも一層に大なる効果を發揮し得ることを一の特徴とする。間々現實にさうならぬことはあり得ても、本來はかくあり得るものである。財が國債に投下され、國家當局者により公共の利益を第一として活用されるときには其効果は大いことが出来る。同じ財が單に營利會社に、私人に任かされたときには、營利、利潤追求の強き刺激によりて私企業の計算としては有利に現はれても、國全體の經濟上果して有利とは限らぬことが少くない。國債をば廣く公私經濟を通じて考ふるときには、其効果の大いことを認めしめることが少くないのである。以上四の點は細く別ければ其のやうになるが、實は第一の經濟打算性が其根本であり、あとは其から派生して來るものである。各のものを要約して命名すれば第二は私益性、第三は投資性、第四は效果性といふべきである。

(は) 道義上から見れば、

(1) 公益 性

(a) 質的にも、國債、特に戰時國債は公益を達成するものであることいふまでもない。實に此國債によ

り得たる財によりては此國家の興廢を決する大戰爭が遂行され、之によりて能く國家の生存發展を計り得るのである。此に前記の私益性のみでなく、公益性の存することはいふまでもないほど明かである。

(b)特に又此戰時には此戰時國債が缺くべからざるものなること、公益を全うする爲めに缺くべからざるものなることを一の特色とする。平時なれば財政は必ずしも之を要とせず、租税其他にて優に賄ひ得る。然るに戰時ともなれば其支出額が異常に大きくなつて、租税等のみでは賄ひ切れず、必然に國債にもよる外なきこととなる。特に外國債が平時の如く容易に用ゐられず、勢ひ内國債により、國民のみを債權者とするの外なき特殊の事情も生ずるのである。

(c)而も戰時國債の公益性が量的にも平時の其に比しては一層大いことを特色とする。平時なれば其財政が國債によるといふても、むしろ附隨的例外的の手段としてのみ利用されるが、戰爭ともなれば之によることが一層大くなり、租税などよりも一層大なる度に於て利用せられるのである。

(2) 道 義 性

(a)債務者たる國家の側に於ける道義を其要件とすることに於ても其特徴を見る。前にいふ如く、國債の經濟打算性が債務者たる國家に於ける道義的態度、其約束嚴守を前提とし條件とするのであり、之を缺くとき國債の存立を失はしめるのだから、國債には飽迄も債務者に於ける道義の存在をば其特質とするのである。

(b)債權者、國民の側に於ける道義もが假令必要ではなくとも望ましきことである。若も國民が恰かも外國人が、而かも一人の猶太人が日本國債に應ずると同じ氣持にて日本國債に應ずるとすれば、其れでも國債は成立する。道義としては其處には單に國家側に於ける道義あれば足るのであるが、しかし此現在の戰時國債につ

き、日本國民が日本國債に應ずるとしては、其債權者たる日本國民側にて道義的態度の存することが望ましいことであり、又其は國民の反省によりて可能でもある。然らば其の道義的なるもの、其に存する道義性は何んなものであるか。

(イ)國民(廣くいへば統治團體員)は其國民として國家に對する有機的不可分なる全體の一員たるの關係に於て其義務の自覺からして當然に、其國費の爲め的手段たる國債に應ずることとなるべきものといふことがある。國債に應ずることをば、單に經濟打算的にのみ見て、之に應ずると否とは勝手である。貸すも貸さぬも條件次第であるといふて猶太人が外債に對する氣持にて居るべきではなく、國家の必要とするだけは、そして自分の餘力の堪へらるるだけは、少しでも多く之に應ずる。其をばむしる國民としての當然の義務とも考へるべきである。租税については既に理想としては國民が義務の自覺に於て供出すべきものだといふたが、國債についても其と同じに考ふべく又考へ得るものであり、國民の國債に對する場合の理想としては斯くあるべきものとする。此事は平時には國債の重要性が小さい爲め氣がつかないけれども、戦時ともなれば明かに其重要さが現はれ、そして其は平時にても、愛國家心のあつき國民としてはさう考へ得るのであり、國債に於ける理想は正さに其處にあるのである。

(ロ)更に國債、特に戦時國債に於ける公益性の存在、其必要缺くべからざること更に其重大なること前にいふ如くであるが、此等の點からして、此が認識の上からしても國民は一層に此國債に應ずる道義的の義務の自覺を深めるべきであり、又其が可能でもある。かくて此祖國の運命のかかる重大時に處しては、最早、租税を納めるだけが國民義務ではない。兵役に服し戰場に往くだけが其義務でもない。工場に農場に曠場に其他、國

家の指定し其の希望する處にて働くのも國民の義務であり、其餘力の限りに於て最高度に國債に應ずるのも亦た國民義務の實行であることに深く思を致さなければならぬとする。其は平時にも當るけれども、平時には國債が其れほど切要でなかつた爲め、氣付かなかつたのである。しかるに今日の如き超非常時となれば外債は起し得ず（現地借入といふことはあるが、之を別とし）内債によるの外なく、其も續々と大なる起債を要するので、國民に餘程強き道義心がなくては、即ち彼等に單なる猶太人的打算ばかりが普及して居つては、到底、其所要を充たし得ぬ。それで此道義的義務の自覺の振興が大に必要である。そして恰も國家の一大事たる大東亞戰爭は實に此點の認識を深めしめる好機を與へたのである。

(一) 國債が道義と本能、公益と私益の兩全、調和、融和を爲し得ることに於て、國債の特徴を認めしめ、租税との異つた點を見るのである。前にあげた國家と國民との有機的關係の内省及び國債の公益性の考慮からして國民的義務として國債に應ずるといふことは、租税にも共通の面があるのであるが、此にいふ公益私益の兩全、道義本能の兩全といふことは租税には望み得ず、國債にして良く期し得ることで、此が又、供出者をして其國家に對しての道義的精神を作興せしむることに役立つことが出来るのである。即ち此國債によりて人は國家への道義的義務を果し、公益を進めつつ、同時に自分の財産を保全し、財産慾を充たし私益を完うし得る。此道義的なるものが同時に其本能的慾望をも充たし得ることの自覺が自らに國債應募引受を促がすことになり得るのである。此對立した二のものを茲に調和し兩全し得ることは洵に妙味あることであり、此が租税のやうに國民義務の實行とはなるけれども、其自らの財産の打算からいへば、其縮少となり犠牲を意味するものとは異り、人が自分の財産を伸ばし至うしつつ其道義的義務を果し得る處に、之が特徴を認めて、進んで一層にも之に應ずるの

氣持となり得るのである。租税が財産の犠牲のみを意味するので、人は本能的慾心の發露から、動もすれば租税連脱に陥る。然るに國債だと本能的慾望をも満足させるのだから、良く理解さるときに之には進んで應ずるやうにもなり得る。尤も租税とても恰かも其の單なる犠牲である點に其妙味があるのだとはいへる。此も深く考へるときに人が進んで之を供出する氣持を強く持ち得るのではある。それで日本人としては租税を出すときには櫻花の如くに潔よく散つてお國の役に立つ氣持をもち、日本人たるの性格を十分發揮すべきであり、國債に應ずるときには、むしろ自らの財産をば永く保全することを念じ、松の縁によりて表彰されたる日本國家に其をお任せして、御國と共に共に榮えんことを期すべきである。其處に妙味があり、意義ありとする。

(三)任意性、自發性、自主性といふべきものの存すること、強制性を有たず又は其の薄きものなること、即ち夫の租税にありては國民的義務の自覺から出すべきものといふことに責き意義があるけれども、此には同時に強制の特徴もあつて其の爲めの故に各人が其から壓迫を感じ、無理を感じるようになり、随つては人々の心中に於て多少不満をいだき不平をもつやうになる。又租税制度を慎重に公平に仕組んだとしても、さう甘くは出來ず、又形式上には公平に出來ても、各人の内情が思ひの外、異つて居るが爲めの故に、實に於て不公平があるといふこともある。然るに國債だと、初めから發行者に於て經濟的打算に適する如くに條件を定め、大體、任意に之に應ぜしめるので、之に應ずる者にとりては無理がなく、時に強制の意味はあつても其が軽く、かくて心から喜んで出すことが租税の場合よりも實は一層多く、道義的にも良き結果を見得るのである。

(B)日本國債、特に其戰時國債に於ける日本的性格、日本特有のものとしては、

(3)永遠性、が他の如何なる國家に於けるものよりも強くありといふて良い。夫の前にいふた如く國債に於

て私益、私有財産保全を計る性格を認め、其については國家の永遠性に特別の價値を認めるといふこともある。そして大體、國家ほど永遠性あるものは先づ少いといへるのだが、其の數多き國家の中でも日本國家ほどの著しいものはない筈である。人が、そして日本人が此日本の永遠性を信じて之に對して國債を有ち、此日本國家に貸して置くといふことは、他の國家、他の私人、他の機關に貸すよりも一層に安全とすべきである。其處に日本的なものがあつて、其から日本國債に於ける債權者たる國民としての道義心をも一層強化し得る。松の緑の如く永代不易の色彩を維持する國家への信頼を以て各人のもつ餘力を最高度に之にお任せし得るのである。但し國家の側に於て此折角の信頼を裏切るやうな、永遠性と矛盾するやうな國債破棄、約束違反は斷じて行つてはならぬのであり、政治家は日本國家の特質を尊重して、斷じて其に不相當なる處置に出るやうなことがあつてはならぬとする。

(ろ)家族性、といふことも日本國債に於ける債權者の特質からあり得る。

(一)家の財産として國債を有つことが特に我國にはあり得る。日本には家族制度が存し、日本人は西洋人のやうに個人的のみ財産を見るものでなく、家の爲め、家名の爲めに財産を残し、大いにし、安全ならしめたといふ念するといふ特有のものがある。そして又、其の家は其の屬する各人の如く壽命のつづく間のみ生きるものではなく、本來永遠性を有つべきもので、其の永遠に生き行く家の財産としては、一時的短時的存続の財産や、浮動常なき財産にして置くよりは、永遠性ある國家への債權として置くことが其家への、其祖先への、そして子孫への義務とも考へ得る。此の如きものが日本特有の國債觀たるべきである。今の日本の人が動もすれば其有つ國債をば、其自らの利己的個人主義的の享樂資料としようとすが如きは、日本人らしからざる、猶太人的の考

方として反省を求めなければならぬ。日本國民がもつと國債について家の爲めにする氣持を強くもつて、日本國債へ進んで力の限り應ずるようになって欲しいと思ふ。

(2) 國家と一心同體なる家の財産として國債を有つことが、日本には特にあり得る。其處にも日本的の性格が現はれる。家のもつ財産としての日本國家の永遠性への信頼に於ける國債應募といふても、其が單に其家としての利己的私益本位的のものであつてはならぬ。其日本の家は全く日本國家とつながりを有ち、其と不可分で、其と運命を共にするものであるべきである。日本の家は世界に於ける一の家ではなく、日本國家の土臺としての家であり、日本國家なければ日本の家はない。日本の家が其財産を日本國債に投資して其國債が無に歸しても、日本の家としては悔ゆることなしとする。却つて日本の家の財産をば、例之、敵、米英の國債にでも投資したとすれば、其は日本の家には不適當であり、悲しむべきこととする。日本の家の財産として最も適當なるもの、其は日本國債に外ならない。特に日本の運命を決する戰爭國債の如きは其の最も適當なるものである。

第二 戰時國債に適當なる其形態

今日我邦にては在來から多く用ゐられ來つた所の有期隨時拂國債が最多く行はれ、有期一時拂國債も若干行はれる。しかし我が戰時國債の性質が前述の如くであり、其が公益性、道義性、永遠性、家族性等を有つといふであり、而も此戰爭が相當長くつづくべきことを想定し、其額の益々膨大なものとなつて、之が償還見込の少きことをも考ふるときに、そして其に附せられたる償還期になつて借替を行ふことの困難であり、之を行ひ續ける場合の煩累をも想ふときに、今よりして此戰時國債の形態について何等かの工夫をして置くのが得策と思ふ。そ

して其の、

(一) 適當なる日本的戰時國債の形態としては先以て、

(A) 永遠國債を設けることが適當と思ふ。此が日本にて從來は行はれなかつたけれども、實は日本のものであり且つ戰時國債としても適格したものである。其理由を今少しく細くいへば、

(5) 此が日本的のものである。即ち日本の國家の性格からいふも永遠公債こそ日本のものである。日本國家は實に他の何れの國家に比しても最優れた永遠性を有つ。人が日本國家の永遠性を信せずして何を信するか。此永遠性を有つた債務者には、償還の如きは元來問題ではない。少くとも日本國民としては之に其財を投資すれば安全此上もなく、之が時々償還さるゝよりはむしろ永久に投資され得ることが便利であり、償還せられて再投資するが如きは却つて煩累を感じる。國家に取りても度々償還を行ふときに、其度毎に若干の損失を被むることになる。償還國債に於ける償還は害あつて益少しともいひ得る。尤も償還國債にも夫々特徴はあり、之を無用とはいはぬが、しかし國債の主たるものが、むしろ永遠國債たることは便利であり、そして其が日本の國柄には適當したものである。

(2) 日本人の國家に對する愛國心からいふても、本來、日本人は日本國家と運命を共にする精神が強い筈である。然りとすれば、此永遠公債の如く、國家の債務元金の償還期の遠き後となるやうなものにも進んで投資して、少しも不安を感じず、又萬一償還なくともお國の一大事の爲めとあらば、甘んじて之を受けるといふことになるべきである。其點からも此種國債は日本的である。さりとて國家を預る所の政治家としては、萬全の計畫を立てて、國家の義務を怠ることがあつてはならず、國債の本質に反する行動をしてはならぬとするのである。

(ハ)日本特有の家の財産たるに適し、此點からも其が日本的のものである。日本には家といふものがあり、其が各人を超越して永遠なるべきものとして。其の爲めの財産としての公債は、短期乃至數十年後に償還さるゝといふやうな國債であるよりは、償還の遠き將來となるべき永遠公債の方が却つて之に適當するのである。其所有者が單純なる個人といふ場合には、其人の都合としては短期後に償還さるゝことを便とすることはあり得るけれども、家の如きものとしては其財産は永遠に動かさず、投資換をせずして濟むものゝ方を一層安全有利とするのである。

(ニ)此が更に此戰時債に適する。戰時國債は、普通の國債と異り、非常に膨大なものとなるべきものであるから、其をば短い期限毎に一々償還して居るとすれば、今後償還期の相嗣いで來るに隨ひ、政府としても非常に面倒となるであらう。國民としても亦た之を厄介とすることに亦なる。此はむしろ永遠公債に變じたが良く、新しく出すのも初めから永遠公債として置いたが良いのである。

(三)今日に於ける日本の進歩の程度から見ても永遠公債を有つを不適當とはしない。從來日本にて之を行はなかつた。國債といへば償還期のついたもののみ思ふほど償還國債が獨り行はれ來つたが、其は此公債が外國流のもので、外國の形を模倣したものであり、而かも其際、一流國のを入れたのでなくて、二流國、三流國のを入れた。日本をば二流、三流國と見立てゝ、特に日本の政治家の程度では永遠公債の如く償還期の拘束なきものでは、動もすれば償還を忽せにして國債の累積に憊むことゝならうと、むしろ自らを卑下して二、三流國に行はるゝものを採用したのである。しかし夫の西洋流の公債を採り入れてから既に時も経ち、日本の國力、武力、經濟力、政治力も進み、文化力、そして政治道義も進んで居るから、そして又本來、日本が實は西洋各國以上に道

義的の國家たるの本質をもつことを顧みるときに、政治家さへ反省すれば、恐らく永遠國債を採用しても、敢へて之を濫用することはなく、相當に公債負擔の減少についての努力を爲し、計畫を立て、實行して往くものと推測せらるゝものである。

(B) 特別据置國債、其は相當に長い期限、例之、半世紀、一世紀後まで償還を行はず、利拂も行はず、利倍增殖して其期限に至りて當初拂込額に幾層倍したるものとして返却するものを利用するのも一方法であり、其が恰かも日本の戰時國債に適すと信ずる。其は、

(い) 前からもいふやうにして、日本國家の如き永遠性ある國家への投資としては、從來のやうに短い期限たる必要はなく、永遠債で差支ない。まして五十年、百年の償還期なら安全此上もないし、利子とても、受くる人の事情によりては之を國家に預けて置けば安心であり、之を強めて貰ひ受けて遣つてしまうよりは有利とすることがあるのである。

(ろ) 此大戦争の費用、それは百年戦争を期し、今後次ぎ次ぎと繰ら入るか判らぬほどの巨費を國債によるとして、其に對し、始終元利拂に追はるゝやうな種類の償還國債にのみよつて居つては、財政としてはやり悪い。むしろ其元利拂を相當長期以後に延ばすことの出来る此國債を用ゐるのを得策とするのである。

(は) 此が國家と運命を共にする氣持を有つ日本人にとりては少しも彼等には不安をいだかしめることはなく、彼等はかゝる元利拂の後廻はしとされるものにも、尙ほ安心して投資し得るのであり、此點からも此種の國債が日本では適すとす。

(に) 更に日本には家族制度があり、家の爲めの財産といふ考方があり、其家も亦、國家と運命を共にすべき

ものであり、其のやうな家の爲めの財産としては、即ち自らの個人的利用とするよりは、家の爲め、子孫の爲め、祖先の祭を絶やさぬ爲めの財産、其家の爲めに役立たせつゝ、國の爲めにもお役に立たせようといふ財産としては、此元利拂が相當長い期限後になるものでも差支なく、むしろ安全且つ有利とすることが少くないのである。但し之によりて、年々利子の貰へぬことは、公債利子を受けて自分の生活の助としようといふ者にとりては不便であり、隨つて別に永遠公債の如く、元金拂はなくとも利子のみは年々支拂ふといふものもあつて良い。しかし今のやうに戦争が續く限りは、國民は利子によりて衣食するのは出来るだけ壓縮して、假令財産を有つとも之を別途のものとし、主として又は専ら各人の勞務によりて國家戦力の増強に役立たなくてはならぬとする。そして配給制度の徹底、必需物資の公債制度の徹底等によりて生活はし易くもなつて居るから、尙更に前にいふ無利子拂の此種公債も多く用ゐられて不都合はないのである。

(二)之が助成方策

前記の國債形態を行はれしめる爲めの助成方法としては更に次のものが考へられる。

(A)課税上の減免

(イ)次回の論文にいふやうに、一般に戦時國債を凡べて課税特免にして助成するならば、其以上に、此特殊國債には課税上から別段の處置を要せぬが、

(ロ)一般には之を行はずとするときには、少くとも此にいふ特殊國債には、特に之を保護し助成する爲めに、税の特免を行ふといふことが考へられる。

(ハ)或は一般に此特殊國債の特免とせず、此の日本的性格を有つ右二種の國債をば、特に日本的なる家の名

義のものとするの途を開き、其に特免とするのも一案であり、そして此場合、特免する税を所得税などに限らず、相續税から除外するのも一の案であると考ふる。

(B) 課税以外の方法としては、

(一) 啓蒙方法が考へられる。前記、日本の戰時國債の特質、特殊國債形態の性質について國民にもつと深き理解を有たしめるやうに國民を教育することが望ましい。

(二) 表彰方法が今一つ奨められる。此特殊國債を何等かの標準によりて多く有つといふ者を出来るだけ表彰する方法が考へられなくてはならぬと信ずる。

結 言

以上要之、戰時國債、特に日本の戰時國債は此大東亞戰爭によりて重要性を増したのであり、其性格も一層明瞭に發揮せられ、戦前に多く注意されなかつた性格、特に其公益性、道義性を一層強化したのであり、之に適應する國債の形態としても従來の儘にて濟まざす、之を永遠國債、特別据置國債、家族名義國債などとして工夫することを望ましとするのである。